

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レソト	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の交換公文	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	297,000千円 H24.3.31まで	H23.3.16 ベセルで (同日)	日本側 小澤俊朗在レソト大使 レソト側 モシヤビ・クネ ス・ツェコフ外務・国際 関係大臣	H23.4.1 119号
レソト	中等学校建設・施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の交換公文	中等学校建設・施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,069,000千円 H24.3.31まで	H23.3.16 ベセルで (同日)	日本側 小澤俊朗在レソト大使 レソト側 モシヤビ・クネ ス・ツェコフ外務・国際 関係大臣	H23.4.1 120号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。